

「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案（骨子）」に寄せられた御意見と旭川市の考え方

意見募集期間：令和7年6月27日から令和7年7月31日まで

意見提出数：4者（個人3/団体1） 計4件

※御意見は原文のとおりとしています。

No.	寄せられた御意見	市の考え方
1	女性就業率は旭川市の場合、目標値をクリアしているが、そもそも日本では「男性は仕事、女は家庭を守る」がしきたりであり、女が仕事をするなど論外。 昭和初期から中期の頃は、主人が仕事から帰宅するまで、家族が食事することなどなかった。 女は家事、男性は仕事が日本の伝統であり格式であり、施策案は断固反対。	家族のあり方、男女・ジェンダーのあり方については個人により様々な考えがあり尊重されるものですが、社会に性別やジェンダーを理由とした不利益や不平等がある状況は健全ではありません。ジェンダー平等社会の実現をした上で、各個人や各家庭によってはそれぞれの考え方で御意見の様な役割分担をする場合もありえると考えます。 そのため、ジェンダー平等への取組は推進していく必要があると考えます。
2	女性就業率、ワークライフバランスの実現、有給休暇や育児休業の取得率等は数値が上昇して、既に目標を達成した項目も有る等誰もが働き易い環境が整備されて要る事が読み取れる。特に男性の育児休業取得率は順調に推移し、目標値を大きく上回った。学校教育全般を通じて、全ての人の人権が尊重され、一人一人が自立して個性と能力を発揮出来る様、学習内容や学習指導の充実を図る。市のホームページやSNS等を活用した広報や周知の実施と市民を対象としたセミナーや研修等に寄る啓発活動に取り組む。就労に要するスキルの習得支援と就労支援、女性の社会参画を促進するイベントや起業に関するセミナーの開催等に寄り、自発的な活動の促進を継続し、起業への気運を高めて行く。就労継続やキャリア形成への支援等、男女が友に健やかに就労を継続出来る様な取組を実施する。	頂いた御意見は「（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン案（骨子）」で示しました内容と概ね同じであり、方針に賛同いただいたものと考えます。今後は骨子に基づきプランを策定してまいります。
3	継続して取り組みを進め、雇用等の分野での固定的役割分担意識の解消を推進し、男女友にワークライフバランスの充実した職場環境を整えていく事が重要だ。ジェンダー平等を推進する取組をして要る市民団体等への活動支援や活動の場の提供等を実施する。正しい知識の普及に努めるとともに、高校生等若年層への啓発に更に力を入れる。女性のライフステージに応じて心身の状況の変化に対応した施策を包括的に推進する。又、望ま無い妊娠を防止し、性及び生殖に関する個人の意思を尊重出来る様意識啓発や情報提供を行う。	頂いた御意見は「（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン案（骨子）」で示しました内容と概ね同じであり、方針に賛同いただいたものと考えます。今後は骨子に基づきプランを策定してまいります。

No.	寄せられた御意見	市の考え方
4	〈名称〉「ジェンダー平等のために制定するプラン」という目標が一目で表されているとて も良い名称だと考えます。 〈構成〉「女性活躍推進計画」「DV防止基本計画」「困難女性支援計画」などジェンダー平 等に関する計画を一つにすることでわかりやすくなったことは評価できることだとは思いま すが、その分内容に漏れがないかを十分に検討しなければならないと考えます。 〈基本目標Ⅰ〉人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進「学校教育全般を通じ て、全ての人の人権が尊重され」と教育の中に「人権尊重」を明記したことは大変よいと考 えます。 〈基本目標Ⅱ〉働く場におけるジェンダー平等の推進 ③誰もが働きやすい就業環境の整備の中に、「セクハラ防止」に関する記述を明記すべきだ と考えます。 〈基本目標Ⅲ〉③性暴力・性被害に関する啓発→「啓発」だけでなく「防止」「救済」「支 援」を明記すべきと考えます。 「身体に対する暴力」だけでなく、「経済的・精神的暴力」含めるべきと考えます。 「通報先や通報の意義について啓発」だけでなく、支援に取り組むことを明記すべきと考え ます。 ◎目標値は経年を掲載すべきと考えます。 ◎「困難を抱える女性支援」を推進するための協議の場を市主導で呼びかけて欲しいです。 以上	・基本目標２・基本的方向１・施策の方向性③誰もが働きやすい就業環境の整備の説明部分を次のとおり修正します。 （修正前）就労継続やキャリア形成への支援など、男女がともに健やかに就労を継続できるような取組を実施します。 （修正後）就労継続やキャリア形成への支援、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメン トの防止など、男女がともに健やかに就労を継続できるような取組を実施します。 ・基本目標３・基本的方向１・施策の方向性③性暴力・性被害に関する啓発への、「啓発」だけでなく支援等に取り組む ことを明記することについて、支援等は、一つ前の「施策の方向性②DV被害者への支援体制の充実」にて整理し、啓発と 支援とを分けて記載しているものになります。このため当初案のままとします。なお、項目として分かれていますが、啓 発から支援へ繋げて取組を行うものと考えています。 ・意見及び上記の整理により、次のとおり修正します。 （１）施策の方向性②DV被害者への支援体制の充実の説明部分 （修正前）関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し支援します。 （修正後）関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し、DV被害の防止、救済及び支援に繋がります。 （２）施策の方向性③性暴力・性被害に関する啓発の説部分 （修正前）配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行いま す。 （修正後）配偶者等から身体的・経済的・精神的暴力を受けているであろう人を発見したときの通報先や通報の意義につ いて啓発を行います。 ・プラン内の「資料編」部分に評価指標項目について、第２次あさひかわ男女共同参画基本計画（令和３年）からの数値の 推移を記載します。なお、それ以前の計画については共通する指標が少なくなるため、第２次あさひかわ男女共同参画基 本計画（令和３年）からを記載します。 ・「困難を抱える女性支援」を推進するための協議の場については、旭川市男女共同参画団体の繋がりを活用しながら、 それ以外の団体等との関わりなども考慮して今後の取組みを進めて参ります。